

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

告示

基本測量実施の通知(四六四・建設管理課)
 都市計画の変更による送付図書の縦覧(四六五・都市計画課)
 道路区域の変更(四六六、四六七・道路環境課)
 建築基準法による道路位置の指定(四六八・北秋田建設事務所)
 建築基準法による道路位置の指定(四六九・山本建設事務所)
 開発行為に関する工事の完了(四七〇・仙北建設事務所)

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
 土地改良事業工事の完了の届出(山本総合農林事務所)
 市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北総合農林事務所)
 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)
 教育委員会告示

秋田県指定文化財の指定の解除(八)
 監査委員公告
 監査結果に基づき講じた措置の公表(八)

告示

秋田県告示第四百六十四号

一 道路の区域

道路の種類 旧新別 路線名 区

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年六月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 作業の種類

日本列島精密測地網高精度三次元測量

二 作業を行う地域

本荘市、横手市、由利郡仁賀保町、金浦町、象潟町、西目町及び東由利町並びに平鹿郡平鹿町、雄物川町及び山内村

三 作業を行う期間

平成十四年七月一日から平成十五年二月二十八日まで

秋田県告示第四百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年六月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき図書

横手都市計画道路(三・四・六号八幡根岸線及び三・五・八号城山線)の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第四百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年六月二十八日

秋田県知事 寺田典城

間

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

一般国道		新		旧	
		三百四十二号		三百四十二号	
B	A	B	A	B	A
	雄勝郡東成瀬村岩井川字合居五番一地先から字城下一〇七番地先まで		雄勝郡東成瀬村岩井川字合居五番一地先から字城下一〇七番地先まで		雄勝郡東成瀬村岩井川字合居五番一地先から字城下一〇七番地先まで
一四・〇〇〇	五六・〇〇〇	一四・〇〇〇	五六・〇〇〇	一四・〇〇〇	五六・〇〇〇
二・二九四		二・二九四		二・二九四	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年六月二十八日から同年七月十一日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十四年六月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百六十七号

一 道路の区域

道路の種類		旧新別		路線名		区 間		敷地の幅員（メートル）		延長（キロメートル）	
		新 旧		小出金浦線		由利郡仁賀保町中三地字久和田三番一から金浦町金浦字立瀧四五番三まで		六・〇〇〇～一七・〇〇〇		一・七〇六	
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A
	由利郡仁賀保町中三地字久和田三番一から金浦町金浦字立瀧四五番三まで		由利郡仁賀保町中三地字久和田三番一から金浦町金浦字立瀧四五番三まで		由利郡仁賀保町中三地字久和田三番一から金浦町金浦字立瀧四五番三まで		由利郡仁賀保町中三地字久和田三番一から金浦町金浦字立瀧四五番三まで		六・〇〇〇		一・七〇六
一一・〇〇〇	一二五・〇〇〇	一一・〇〇〇	一二五・〇〇〇	一一・〇〇〇	一二五・〇〇〇	一一・〇〇〇	一二五・〇〇〇	一一・〇〇〇	一二五・〇〇〇	一一・〇〇〇	一二五・〇〇〇
一・八一〇		一・八一〇		一・八一〇		一・八一〇		一・八一〇		一・八一〇	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十四年六月二十八日から同年七月十一日まで

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第40号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百六十八号

申請者の住所及び氏名 北秋田郡森吉町米内沢字倉ノ沢出口五番地一 秋田土建株式会社 代表取締役 北林一成	道路の位置の指定箇所 北秋田郡森吉町米内沢字中道岱七十五番二の内	道路の延長 三十九・九メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十四年六月二十日
--	-------------------------------------	--------------------	----------------	---------------------

秋田県告示第四百六十九号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第

四十号）第十条の規定に基づき、公告する。
平成十四年六月二十八日
秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 山本郡八竜町浜田字村上四百九十三 有限公司 松森建築工業 代表取締役 檜森三喜男	道路の位置の指定箇所 能代市字不老岱二十番一及び二十番三の内並びに能代市字鳳凰岱百四十一番一	道路の延長 九十六・七七メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十四年六月二十日
--	---	---------------------	----------------	---------------------

秋田県告示第四百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年十月二十五日付け指令仙建二十八四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年六月二十八日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。
平成十四年六月二十八日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大曲市六郷西根字大保五番地
株式会社大坂組 代表取締役 大坂正易
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
大曲市角間川町字愛宕二十七番一、十八番一、三十二番一

- 一 申請のあった年月日
平成十四年六月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
関善賑わい屋敷
- 三 代表者の氏名

秋田県知事 寺田典城

- 四 関 より子
主たる事務所の所在地
秋田県鹿角市八幡平字高見田五十番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、特定非営利活動促進法に規定する諸活動に対して、古い町家を保存活用するために福祉、住環境、観光、経済の視点で研究・実践して、地域住民が安心して暮らせる、賑わいのある地域社会を実現することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 琴丘町
(一) 完了年月日 平成十二年十月三十一日
事業名 土地改良事業(大畑野地区基盤整備促進事業(農道))
- 二 藤里町
(一) 完了年月日 平成十三年三月二十三日
事業名 土地改良事業(根城地区基盤整備促進事業(かん排))
- 三 二ツ井町
(一) 完了年月日 平成十一年十一月三十日
事業名 土地改良事業(下田平地区基盤整備促進事業(農道))
- 四 峰浜村
(一) 完了年月日 平成十一年十二月二十日
事業名 土地改良事業(高野々地区基盤整備促進事業(農道))
- 五 峰浜村
(一) 完了年月日 平成十二年十月二十日
事業名 土地改良事業(高野々二期地区基盤整備促進事業(農道))
- 六 山本町
(一) 完了年月日 平成十二年十月十六日
事業名 土地改良事業(長面地区基盤整備促進事業(農道))
- 七 山本町
(一) 完了年月日 平成十三年三月二十一日
事業名 土地改良事業(東堤沢地区単小規模土地改良事業)
- 八 山本郡山本町下岩川土地改良区

- (一) 完了年月日 平成十二年三月十五日
事業名 土地改良事業(新林地区単小規模土地改良事業)
- 九 木戸の沢地区共同施行
(一) 完了年月日 平成十三年三月十二日
事業名 土地改良事業(木戸の沢地区単小規模土地改良事業)

- 十 鹿南地区共同施行
(一) 完了年月日 平成十二年一月二十日
事業名 土地改良事業(鹿南地区単小規模土地改良事業)

- 十一 山口地区共同施行
(一) 完了年月日 平成十二年一月十四日
事業名 土地改良事業(山口地区単小規模土地改良事業)

- 十二 羽佐場地区共同施行
(一) 完了年月日 平成十四年三月二十日
事業名 土地改良事業(羽佐場地区新農山村振興等農林漁業特別対策事業(区画整理))

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、西木村から協議があった土地改良事業の施行について、次のとおり同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 同意年月日 平成十四年六月十九日
- (一) 事業名 土地改良事業(古堀田地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))
- (二) 事業名 土地改良事業(寺村地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
- 平成十四年六月二十八日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量
- マイクロージエ電子分光装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限
平成十五年三月三十一日(月)
- (四) 納入場所
秋田県高度技術研究所

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成元年秋季条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月二十八日(金)から同年八月六日(火)までの期間、随時交付する。

- (三) 入札及び開札の日時及び場所
平成十四年八月二十一日(水)午後一時五分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
平成十四年八月二十一日(水)午後一時 (一)に掲げる場所
- (五) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金
(1) 入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條第一項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならぬ。ただし、規則第七十七條第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (3) 入札保証金の納付を免除される者
次のア又はイの書類を平成十四年八月七日(水)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

- イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者

(3) アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

- (三) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

- (七)(六) 契約書作成の要否 要
- (八) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。
- (八) その他
詳細は、入札説明書による。

五 概要

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Micro Auger Electron Spectroscopy 1 set
- 2 Time-limit of tender : 1:05 P.M. 21 August , 2002

3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita prefecture 010-8570 , Japan TEL018-860-2738

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年六月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
赤外線リフレクトグラフィ用カメラシステム 一式
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十四年十月三十一日(木)
 - (四) 納入場所
秋田県埋蔵文化財センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を除き、平成十四年六月二十八日(金)から同年七月八日(月)規定する県の休日を除き、平成十四年六月二十八日(金)から同年七月八日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十四年七月十一日(木)午後一時三十分
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」といふ。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第八号
次の秋田県指定有形文化財が平成十四年五月二十三日付け文部科学省告示第九十一号により重要文化財に指定されたことから、秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第五条第三項の規定により同日付けで当該秋田県指定有形文化財の指定は解除されたので、同条第四項の規定に基づき告示する。
平成十四年六月二十八日

秋田県教育委員会委員長 米田愛治

種別	名称	所在地	所有者
有形文化財 (建造物)	康楽館 一棟	鹿角郡小坂町小坂鉾 山字松ノ下二番地	小坂町長

調査結果公表

調査結果公告第8号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による調査を執行しその結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該調査の結果に基づき講じた措置についての通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
 平成14年6月21日

秋田県監査委員 辻 久 男
 秋田県監査委員 小田嶋 一
 秋田県監査委員 天 野 進
 秋田県監査委員 小 玉 和 夫
 財 323
 平成14年6月10日

秋田県監査委員 様
 秋田県知事 寺 田 典 城
 調査の結果に基づき講じた措置について（通知）
 平成14年5月24日付け監委 849で通知のありましたこのことについて、別紙のとおり提出します。

箇所名	人事課		
改善・検討事項		措置状況	
1	検討を要する事項 (2) 専任車（専任の運転技師が配置されている車両）の配置の必要性を再点検し、適正に配置するように検討すること。	1	(2) 運転業務職員については、業務における専任車の必要性を見直しながら配置しているところであり、この結果これまで順次縮減してきている。 今後も引き続き見直しを行い、専任車の適正配置に努める。

箇所名	県立大学大潟事務室
-----	-----------

改善・検討事項

措置状況

改善を要する事項

1
 (3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。

1
 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、
 ・5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。
 ・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。
 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。

検討を要する事項

1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。
 ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。

1(1)
 ア 極端に使用頻度の低い車両1台は、減車します。

イ 使用頻度の低いバスについては、他の部局との共用又はレンタカー等への切り替えを含め検討すること。

イ 広大な農場内における教育・実習についてはバスが必要であるほか、他の公所とも距離があるため共用も困難であり今後も活用いたします。

箇所名		大館鹿角健康福祉センター
改善・検討事項		措置状況
改善を要する事項		1
1		1
(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。		(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。
(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。		(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。
箇所名	鷹巣阿仁健康福祉センター	
改善・検討事項		措置状況
改善を要する事項		1
1		1
(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全		(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、

箇所名		能代山本健康福祉センター
改善・検討事項		措置状況
改善を要する事項		1
1		1
(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。		(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。
検討を要する事項		1(1)
1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。		1(1) ア 使用頻度の低い車両1台減車するとともに、使用計画表等の活用の徹底や専用車の廃止等共用化により効率的に活用します。
ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。		

<p>改善を要する事項</p> <p>1</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p> <p>検討を要する事項</p> <p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>1</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。</p> <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p> <p>1(1)</p> <p>ア 使用頻度の低い車両は飼犬指導車ですが、これは放浪犬の捕獲、搬送等に使用しているもので、住民から苦情があった際速やかに対処するため各健康福祉センターに</p>
---	--

<p>配備されているものであり、他の公用車では捕獲用檻を搭載することができず、また、搬送時の脱糞や放尿の頻度が高く他の公用車との共用は公衆衛生上好ましくないことから、現状どおり専用車としての活用が必要であります。</p> <p>なお、利用状況を踏まえ、平成13年度中に1台所管換しております。</p>	
<p>箇所名 秋田中央健康福祉センター</p> <p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項</p> <p>1</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p>	<p>措置状況</p> <p>1</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。</p> <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意し</p>

<p>検討を要する事項</p> <p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあっては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>つづ、単独随意契約で行うこととします。</p> <p>1(1)</p> <p>ア 極端に使用頻度の低い車両については、感染症患者搬送車であり緊急な措置として配置は必要であるが、発生度合いも考慮し他業務への活用など効率化を図ります。また、それ以外の使用頻度の低い車両については、2台減車するとともに共用化により効率化を図ります。</p>
---	--

<p>箇所名</p> <p>本荘由利健康福祉センター</p> <p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項</p> <p>1(1) 整備管理者等を適切に選任するとともに、実効ある管理体制とすること。</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p>	<p>措置状況</p> <p>1(1) 運行管理者（安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者）を選任し、管理体制を整備します。</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検につ</p>
---	--

<p>検討を要する事項</p> <p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあっては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>いては、法に基づき実施します。</p> <p>1(1)</p> <p>ア 使用頻度の低い車両は飼犬指導車でありますが、これは放浪犬の捕獲、搬送等に使用しているもので、住民から苦情があった際速やかに対処するため各健康福祉センターに配備されているものであり、他の公用車では捕獲用檻を搭載することができず、また、搬送時の脱糞や放尿の頻度が高く他の公用車との共用は公衆衛生上好ましくないことから、現状どおり専用車としての活用が必要であります。</p>
---	--

<p>箇所名</p> <p>大曲仙北健康福祉センター</p> <p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項</p> <p>1(1) 整備管理者等を適切に選任するとともに、実効ある管理体制とすること。</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切</p>	<p>措置状況</p> <p>1(1) 運行管理者（安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者）を選任し、管理体制を整備します。</p> <p>(2) 日常点検については、「運行</p>
--	--

<p>に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
---	--

<p>箇所名 横手平鹿健康福祉センター</p> <p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>
--	-------------

<p>改善を要する事項</p> <p>1(1) 整備管理者等を適切に選任するとともに、実効ある管理体制とすること。</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>1(1) 運行管理者（安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者）を選任し、管理体制を整備します。</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
--	---

箇所名	湯沢雄勝健康福祉センター	措置状況	
改善・検討事項	改善を要する事項 1(1) 整備管理者等を適切に選任するとともに、実効ある管理体制とすること。 1(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。こと。 1(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。	1(1) 運行管理者（安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者）を選任し、管理体制を整備します。 1(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。 1(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。	
検討を要する事項	1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあっては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討	1(1)	

<p>すること。 ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>		<p>ア 使用頻度の低い車両については、1台減車するとともに共用化により効率化を図ります。</p>
箇所名	消防学校	
改善・検討事項	改善を要する事項 1 1(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。こと。 1(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。	1 1(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。 1(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。
検討を要する事項	1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあっては、特に次	1(1)

<p>の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>ア 極端に使用頻度の低い車両については、1台減車します。ただし、体力訓練の搬送等一時的に車両の使用の必要が見込まれる場合にはレンタルの活用も検討いたします。</p>
<p>イ 使用頻度の低いバスについては、他の部局との共用又はレンタルカー等への切り替えを含め検討すること。</p> <p>(3) 特殊用途自動車(消防車)の車検取得の必要性について検討すること</p>	<p>イ 公用車の運行状況等を精査し、レンタル制度等への切り替えの可能性について検討します。</p> <p>共用化は、集中管理と合わせ検討します。</p> <p>(3) カリキュラムの一環である、河川等からの取水及び放水訓練等、校外訓練で使用する際には、一般公道を走行することから車検取得は必要不可欠であり、今後とも必要と考えております。</p>

<p>箇所名 鹿角総合農林事務所</p> <p>改善・検討事項</p> <p>1 改善を要する事項</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に</p>	<p>措置状況</p> <p>1 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・</p>
--	---

<p>徹底して取組むこと。</p> <p>検討を要する事項</p> <p>1 (1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>1 (1) 透明性・経済性を確保します。 ・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p> <p>ア 使用頻度の低い車両があることから、公用車使用の徹底と共用化の推進により効率化を図ります。</p>
--	--

<p>箇所名 北秋田総合農林事務所</p> <p>改善・検討事項</p> <p>1 改善を要する事項</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透</p>	<p>措置状況</p> <p>1 (2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、</p>
---	---

<p>明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>		<p>・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
<p>1 (1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。 ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>		<p>1 (1) ア 使用頻度の低い車両があることから、公用車使用の徹底と共用化の推進により効率化を図ります。</p>
<p>箇所名 山本総合農林事務所</p>	<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>
<p>1 (2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。こと。</p>		<p>1 (2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p>

<p>(3) 点検・整備等の契約にあつて、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>		<p>(3) 点検・整備の契約にあつては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
<p>1 (1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。 ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>		<p>1 (1) ア 極端に使用頻度の低い車両については、班専用としていたものを課全体の共有化することにより利用率の向上を図ります。 また、それ以外の使用頻度の低い機関の車両についても。</p>
<p>箇所名 秋田総合農林事務所</p>	<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>
<p>改善を要する事項</p>		

<p>1</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>1</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
<p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>1(1)</p> <p>ア 極端に使用頻度の低い車両2台については、1台減車するとともに、班専用としていたものを課全体で共用化することにより利用率の向上を図ります。</p> <p>また、それ以外の使用頻度の低い車両についても、共用化により効率化を図ります。</p>

箇所名	由利総合農林事務所	改善・検討事項	措置状況
<p>1</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>1</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>	<p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>1(1)</p> <p>ア 使用頻度の低い車両があることから、公用車使用の徹底と共用化の推進により効率化</p>

を図ります。

箇所名	仙北総合農林事務所
改善・検討事項	措置状況
<p>改善を要する事項</p> <p>1</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>1</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
<p>検討を要する事項</p> <p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用する</p>	<p>1(1)</p> <p>ア 極端に使用頻度の低い車両</p>

など、より効率的な活用方法を検討すること。

<p>など、より効率的な活用方法を検討すること。</p>		<p>については、事務所全体の共用として使用し効率的な活用を図った結果、平成12年度の年間2,433kmから平成13年度は年間7,098kmと大幅な改善が見られました。</p> <p>また、それ以外の使用頻度の低い車両についても、共用化により効率化を図ります。</p>
箇所名	平鹿総合農林事務所	
改善・検討事項	措置状況	
<p>改善を要する事項</p> <p>1</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>1</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>	

<p>検討を要する事項</p> <p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあっては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>1(1)</p> <p>ア 使用頻度の低い車両があることから、公用車使用の徹底と共用化の推進により効率化を図ります。</p>
---	---

<p>箇所名</p> <p>雄勝総合農林事務所</p>	<p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項</p> <p>1</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取り組むこと。</p>	<p>措置状況</p> <p>1</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。</p> <p>・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。</p> <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこと</p>
-----------------------------	---	---

<p>検討を要する事項</p> <p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあっては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>とします。</p> <p>1(1)</p> <p>ア 極端に使用頻度の低い車両については、1台減車します。また、それ以外の使用頻度の低い車両については、共用化により効率化を図ります。</p>
---	--

<p>箇所名</p> <p>農業試験場</p>	<p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項</p> <p>1(1) 整備管理者等を適切に選任するとともに、実効ある管理体制とすること。</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取り組むこと。</p>	<p>措置状況</p> <p>1(1) 運行管理者（安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者）を選任し、管理体制を整備します。</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。</p>
-------------------------	--	---

<p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。</p> <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p> <p>1(1)</p> <p>ア 農業試験場の車両のうち企画管理部所管のトラック1台については、他のトラックに比べ、平成12年度の走行距離が著しく少なかった(年間3,173km)が、主な行き先である実証展示圃が増加(60件80件)し、全体の使用頻度が増加したこともあり、平成13年度は年間6,800km走行しており、他のトラック並みの走行距離となっております。円場内の車両については、円滑な試験研究体制整備の一環として適正な配置に努めておりますが、今後とも各車両の使用頻度などに留意しながら効率的な活用を図ります。</p>
---	--

箇所名 果樹試験場	改善・検討事項	措置状況
<p>改善を要する事項</p> <p>1</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあつて、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p> <p>検討を要する事項</p> <p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>1</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあつては、財務規則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p> <p>1(1)</p> <p>ア 極端に使用頻度の低い車両(天王分場)については、本場へ所管換して有効活用を図</p>	

	<p>ります。 それ以外の使用頻度の低い車両については、二輪車及びトラクター合わせて2台について減車するとともに共用化により効率化を図ります。</p>
--	---

<p>箇所名 畜産試験場</p>	
<p>改善・検討事項 改善を要する事項 1(1) 整備管理者等を適切に選任するとともに、実効ある管理体制とすること。 1(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする事と。 1(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>措置状況 1(1) 運行管理者（安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者）を選任し、管理体制を整備します。 1(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。 1(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限る、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこと</p>

<p>検討を要する事項 1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。 イ 使用頻度の低いバスについては、他の部局との共用又はレンタカー等への切り替えを含め検討すること。</p>	<p>とします。 1(1) イ 使用頻度の低いバスについては、1台減車します。</p>
---	---

<p>箇所名 水産振興センター 改善・検討事項 改善を要する事項 1(1) 整備管理者等を適切に選任するとともに、実効ある管理体制とすること。 1(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする事と。 1(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>措置状況 1(1) 運行管理者（安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者）を選任し、管理体制を整備します。 1(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。 1(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、</p>
--	--

	<p>複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
--	--

<p>箇所名 森林技術センター</p>	<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>
<p>1 改善を要する事項</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>		<p>1</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>

<p>箇所名 鹿角建設事務所</p>	<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>
<p>1 改善を要する事項</p> <p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>		<p>1</p> <p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>

<p>箇所名 北秋田建設事務所</p>	<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>
<p>1 改善を要する事項</p> <p>(3) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全</p>		<p>1</p> <p>(3) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従</p>

<p>なものとすること。</p>		<p>い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p>
<p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>		<p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意し</p>
<p>箇所名</p> <p>山本建設事務所</p>	<p>改善・検討事項</p> <p>1 (3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>措置状況</p> <p>1 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意し</p>

<p>つづ、単独随意契約で行うこととします。</p>	
<p>箇所名</p> <p>秋田建設事務所</p>	<p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項</p> <p>1 (2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p>
<p>箇所名</p> <p>由利建設事務所</p>	<p>措置状況</p> <p>1 (2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意し</p>
<p>改善・検討事項</p> <p>改善を要する事項</p>	<p>措置状況</p>

<p>1 (2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。こと。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>1 (2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき点検します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
--	--

<p>箇所名 仙北建設事務所</p> <p>改善・検討事項 1 改善を要する事項 (2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。こと。</p>	<p>措置状況 1 (2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき点検します。</p>
--	--

箇所名	平鹿建設事務所
-----	---------

<p>改善・検討事項 改善を要する事項 1 (3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>措置状況 1 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
--	--

<p>箇所名 雄勝建設事務所</p> <p>改善・検討事項 改善を要する事項 1 (2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。こと。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に</p>	<p>措置状況 1 (2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・</p>
---	--

<p>徹底して取組むこと。</p>		<p>透明性・経済性を確保します。 ・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>	
<p>検討を要する事項 1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。 ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>		<p>1(1) ア 極端に使用頻度の低い車両については、1台減車するとともに共用化により効率化を図ります。</p>	
箇所名	秋田空港管理事務所		
改善・検討事項		措置状況	
<p>改善を要する事項 1 (2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。こと。</p>		<p>1 (2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p>	
<p>(3) 点検・整備等の契約にあつて、業者選定の際の公平性、透</p>		<p>(3) 点検・整備の契約にあつては、財務規則に基づき、</p>	

<p>明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>		<p>・5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>	
箇所名	大館能代空港管理事務所		
改善・検討事項		措置状況	
<p>改善を要する事項 1 (3) 点検・整備等の契約にあつて、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>		<p>1 (3) 点検・整備の契約にあつては、財務規則に基づき、 ・5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>	
<p>検討を要する事項 1(1) 使用頻度の低い車両を保有し</p>		<p>1(1)</p>	

<p>ている機関にあっては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。 ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>ア 極端に使用頻度の低い車両については、1台減車します。</p>
--	-------------------------------------

箇所名	管財課
改善・検討事項	措置状況
改善を要する事項	
<p>1 (2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p>	<p>1 (2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p>
<p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>

検討を要する事項

<p>2 車両整備に係る契約や指名業者の選定方法等が統一性を欠いており、公用車を管理する上での必要事項を網羅したマニュアルが必要と考えるので検討願いたい。</p>	<p>2 購入から維持、管理、処分、事故処理と一連の事務処理に関する手引きを年度内に策定します。</p>
<p>3 機関ごとの稼働率及び管理にはらつきが見られることから、公用車の運行のみならず管理についての集中管理（本庁及び地方総合庁舎毎）を検討願いたい。</p>	<p>3 集中管理方式の導入については、公用車の導入経緯、運行用途、専任車の運行状況等解決すべき課題があることから、地域振興局構想を視野に入れながら検討いたします。</p>

箇所名	県立能代西高等学校
改善・検討事項	措置状況
改善を要する事項	
<p>1 (1) 整備管理者等を適切に選任するとともに、実効ある管理体制とすること。</p>	<p>1 (1) 運行管理者（安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者）を選任し、管理体制を整備します。</p>
<p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p>	<p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p>
<p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。</p>

<p>・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、分解修理の必要性が明確な場合は公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>		<p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。 ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>
<p>箇所名 県立西目高等学校</p>		<p>1(1) 極めて使用頻度の低い車両(小型トラック)については、1台減車します。また、それ以外の使用頻度の低い車両については、実習地(水田、畑、畜産)が遠隔にあるなど分散されているため、資機材の搬送に配置が必要であり、授業等も踏まえ毎月運行計画を策定するなど効率的な運用を図ります。</p>
<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>	
<p>1 改善を要する事項 (2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全</p>	<p>1 (2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従</p>	

<p>なものとすること。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあつて、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>		<p>い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあつては、財務規則に基づき、 ・5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
<p>箇所名 県立大曲農業高等学校</p>		<p>1(1) 極めて使用頻度の低い車両(トラック)については、1台減車します。 なお、1台は生徒の実習科目の準備等に活用する必要がある学習計画等に基づき効率的な運用に努めます。</p>
<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>	
<p>1 改善を要する事項</p>	<p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。 ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	

<p>改善を要する事項</p> <p>1 (3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>1 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
<p>改善を要する事項</p> <p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。</p> <p>ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>	<p>1(1)</p> <p>ア 極端に使用頻度の低い車両（トラック）については、実習地（水田、畑、畜産）が遠隔地で資機材の搬送などに配置が必要であり、授業等を踏まえ毎月運行計画を策定するなど効率的な活用を図ります。</p>

<p>箇所名</p> <p>県警察本部警務課</p>	<p>改善・検討事項</p>
<p>措置状況</p>	

<p>改善を要する事項</p> <p>1 (2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>1 (3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>1 (2) 日常点検については、「自動車運転日誌」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>1 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
<p>改善を要する事項</p> <p>1(1) 使用頻度の低い車両を保有している機関にあつては、特に次の事項を徹底すること</p> <p>(4) 上記事項の各警察署への指導を徹底すること</p>	<p>1(1)</p> <p>(4) 法定点検及び日常点検については、平成14年1月11日付で通知しており確実に実施するよう指導いたしました。</p> <p>点検・整備等の契約にあつての業者選定については、担当者会議において指示するほか、巡回指導等により周知しました。</p>

<p>の点に留意の上、その必要性を再点検し、減車の可能性を検討すること。 ア 車両を機関全体で共用するなど、より効率的な活用方法を検討すること。</p>		<p>ア 極端に使用頻度の低かった車両については、警務課の通常業務に使用しているほか緊急な事案発生時に活用されております。 今後は、車両管理を徹底するとともに主な用途である指揮用車として活用するほか、全庁的な共用化により各種業務や車両を必要としている他課においても積極的に活用するなど効率化を図ります。</p>	
<p>箇所名 大館警察署</p>	<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>	<p>1 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこと</p>
<p>1 (3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>改善を要する事項</p>	<p>1 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこと</p>	<p>措置状況</p>

		<p>とします。</p>	
<p>箇所名 男鹿警察署</p>	<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>	<p>1 (2) 日常点検については、「自動車運転日誌」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p>
<p>1 (2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p>	<p>改善を要する事項</p>	<p>1 (2) 日常点検については、「自動車運転日誌」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p>	<p>1 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
<p>1 (3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>改善を要する事項</p>	<p>1 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこと</p>	<p>措置状況</p>
<p>箇所名 大曲警察署</p>	<p>改善・検討事項</p>	<p>措置状況</p>	<p>1 (3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>
<p>1 (3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>改善を要する事項</p>	<p>1 (3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、 ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこと</p>	<p>措置状況</p>

<p>(2) 日常点検及び定期点検を適切に行うなど、車両の整備を万全なものとする。</p> <p>(3) 点検・整備等の契約にあたって、業者選定の際の公平性、透明性及び競争性に留意するとともに、より経済的な車両管理に徹底して取組むこと。</p>	<p>(2) 日常点検については、「運行前点検カード」の点検項目に従い、点検します。定期点検については、法に基づき実施します。</p> <p>(3) 点検・整備の契約にあたっては、財務規則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円未満の契約については、事務の効率化と合わせ公平性・透明性・経済性を確保します。 ・ 5万円以上の契約については、複数の見積もりを徴取することにより行うこととします。 <p>なお、故障により分解修理の必要性が明確な場合に限り、公平性・透明性・経済性に留意しつつ、単独随意契約で行うこととします。</p>
--	--

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料 一月三千五百円

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六 F A X(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaramsatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

